

平成22年6月定例県議会（6月11日） 高木健次一般質問及び答弁の詳細

今後の財政運営について

高木県議

リーマンショック後、各国の経済政策により回復の兆しが見え始めていた世界経済に、ギリシャで発生した財政危機が、欧州のみならず世界中に影響を及ぼしております。

欧州連合(EU)と国際通貨基金(IMF)は、ユーロ加盟国向けに総額7500億ユーロ(約86兆円)の金融支援の枠組みを打ち出しておりますが、ギリシャ、ポルトガルに続きスペインと国債の格付けの引き下げが相次ぎ、6月の10年もののギリシャ国債の利回りは年7%台まで上昇いたしました。

各国は相次いで財政緊縮策を打ち出しておりますが、実体経済に悪影響を及ぼすという新たな不安が発生しております。

国、地方の長期債務残高が862兆円とGDP(国内総生産)の180%を超える日本にとって、欧州の問題は決して他人事ではありません。

政府は、我が国の債務残高が先進国の中でダントツに高いことを強調し、来年度の予算編成に向けては、新規国債発行を平成22年度の44兆3千億円以下へ抑制することが議論されております。

また、4月6日に公表された「中期的な財政運営に関する検討会論点整理」では、国と地方の財政は密接に結びついており、国、地方を合わせた債務残高、財政収支を念頭に置くことが適当とされ、政府は財政健全化路線を強めたようにも感じられますが、今後の地方財政への影響が懸念されております。

本県の平成21年度の当初予算額7193億円に対し、最終予算額は8520億円、国の経済危機対策により打ち出された交付金等により、大幅な積み増しが行われました。

平成22年度当初予算額は7154億円、前年度当初予算比で39億円0.5%の減。投資的経費については、予算総額全体で1342億円と219億円14%の減となっております。

このうち、補助事業については25.5%と大幅な減ではありますが、県単独事業は約50%と大幅な増となりました。これは平成21年度の経済危機対策交付金を用いて造成した基金を財源としており、本年度予算は過去の遺産で成り立っている状況であります。

6月1日に日本銀行熊本支店が発表した金融経済概観では、熊本県内の景気は

「緩やかに回復しつつある」との表現が使われているものの、雇用情勢は引き続き厳しく、実感としても景気の回復には程遠い印象であり、また、平成 22 年度予算に活用された基金の多くは 23 年度までの執行が求められており、今後の財政運営に大きな不安を感じております。

県の借金である県債残高は、本年度末で1兆3566億円、地方交付税で手当される臨時財政対策債等を除いても1兆412億円にも上ります。

一方、県の貯金である財政調整基金用4基金の残高は53億円で、相変わらず枯渇寸前の状態が続いております。

知事も就任早々財政再建戦略を策定し、この問題に懸命に取り組んでおられますが、本県の財政は尚も危機的状況にある。財政に係わる昨今の情勢を踏まえ、今後の財政運営についてどのように考えておられるのか、知事にお尋ねいたします。

蒲島知事

多額の長期債務残高を抱える我が国にとっては、財政健全化への道筋を示さなければ、国民の安心は確保されず、新たな成長への道も見通せません。

現在、政府の「中期的な財政運営に関する検討会」において、財政運営戦略や中期財政フレームの策定に向け検討が進められています。その中で、政策的経費をその時点の税収等で賄うというプライマリーバランスの達成を、国、地方を合わせた財政健全化の目標として採用することが検討されています。

地方は、国が定めた税財政制度の制約の中で、給与カットや定員削減等の厳しい行財政改革により国を上回る歳出削減を行い、プライマリーバランスの赤字転落回避に努めて参りました。しかし、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減に加え、増加を続ける社会保障費や公債費等への対応のため、極めて厳しい財政運営を強いられ、財政の自由度は圧迫されています。地方財政に一層の負担を課すこととなれば、結果として生活に不可欠な行政サービスの維持さえ危うくなることが懸念されます。

国の行財政改革、歳出削減のツケを地方に転嫁され、三位一体の改革の二の舞になるようなことは絶対に認められません。新政権に対し、財政健全化に向けた具体的な道筋を早期に示すよう求める一方、これまでの地方の努力の成果を国に食い潰される事とならないよう、国と地方の協議の場等を活用して訴えて参ります。

県としましても、国からの財源が与えられるのを待つことなく、「財政再建戦略」に基づき引き続き歳入、歳出両面における徹底的な見直しに取り組んで参ります。

また、子ども手当や一括交付金等の国における様々な制度改革が本県財政に与える影響や、来年度予算に向けた国の概算要求基準等を見極めた上で、本年9月頃を目途に中期的な財政収支の試算を行い、今後の財政運営の見通しを立てることとしています。

今後とも持続可能な行財政システムの構築を達成できるよう取り組んで参ります。

菊池恵楓園の将来構想に対する県の取組について

高木県議

合志市に所在する国立療養所菊池恵楓園。これまで、ハンセン病の患者であった方々と、その家族の方々は「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、この施設で長年にわたり地域社会において平穏に生活する事を妨げられ、身体及び財産に係る被害や、その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別を受けてこられました。

国も、長年の隔離政策の誤りを認め、平成 10 年「らい予防法」が廃止され、90 年に及ぶ国の隔離政策が廃止されましたが、ハンセン病患者等の被害回復等の問題は、依然として残されたままでした。

そして平成 13 年5月に、ハンセン病の歴史を大きく変える熊本地裁の判決が言い渡され、「国の隔離政策は憲法違反」とし、国は入所者に「回復し難い人生被害を与えた」と認定しました。熊本県においても「無らい運動」など、国の強制隔離政策に関わってきた事実を深く反省し、ハンセン病に関する正しい理解の普及啓発がなされてきたところであります。

しかしながら、このような取り組みを行ってきたにも関わらず、本県で平成 15 年に菊池恵楓園入所者の宿泊拒否事件が発生したことは、誠に残念なことであります。

宿泊拒否事件そのものも残念でしたが、この事件の際、菊池恵楓園自治会や県に対し、数々の心無い中傷が寄せられたことによって、ハンセン病に対する差別や偏見が、社会に未だ根強く残っていることが浮き彫りにされました。

こうしたハンセン病に関わる様々な問題を解決していくため、平成 20 年6月、ハンセン病療養所入所者や支援団体のご尽力により、国会において議員立法による「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。

この法律の前文には「国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった方々等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。また、ハンセン病の患者であった方々等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない」と書かれております。

また、この法律の制定により、国立療養所の土地、建物、施設等を地域住民や地方公共団体が利用できるようになりました。

これを受け、菊池恵楓園の入所者や地域の方々を中心として「菊池恵楓園将来

構想検討委員会」が組織され、計 10 回の検討委員会の協議を経て、昨年 10 月に「菊池患楓園将来構想」が策定されました。

この将来構想は、入所者の方々がこれまで受けられた被害の回復や、地域から孤立する事のない豊かな生活の実現に向けて「啓発」「介護、医療」「社会化」の3つのテーマ毎に、具体的な施策がまとめられております。

一方、この将来構想の実現については、様々な課題があります。個別事項について、誰が実施主体で、何時までに、どのように進めていくのか。更には構想の進捗状況をどのように管理していくのかも不明瞭です。

菊池患楓園の入所者は、昭和 33 年には1700人を超えておりましたが、現在は400人を下回っており、平均年齢も 80 歳近くとなっております。

こうした状況の中、一刻も早く入所者が安心して生き生きと暮らしていられるよう、国や県、合志市が一体となって早急な取組みを進めていく必要があると考えます。

そして、この将来構想の重点事項の一つに、保育サービス等の児童福祉施設等、地域福祉の向上に貢献する施設の誘致を検討する事もあります。入所者の方々には、これまで子供をお持ちになることが出来なかった大変不幸な歴史があります。子供達の笑顔あふれる患楓園となることは、入所者の方々の生活に潤いを与えることと思います。

菊池患楓園は国の施設でありますから、県が直接関わる事が出来ない問題等、色々あるかも知れませんが、患楓園が所在する熊本県の責務として果たすべき事もあると痛感致します。

そこでお尋ね致しますが、知事が平成 20 年7月に、入所者自治会と約束された「無らい県運動」の検証はどうなっているのか、また、菊池医療刑務所を人権啓発の拠点にという運動に対して、県はどのような支援ができるのか、そして、保育サービス等の児童福祉施設としての敷地の利活用等、ハンセン病問題に対する知事の思いを含めまして、菊池患楓園の将来構想の実現に向けた県の役割、取組みについて、知事にお尋ねを致します。

蒲島知事

ハンセン病の患者であった方々とそのご家族は、言葉では言い表せない、耐えがたい御苦勞を重ねてこられました。本県は、ハンセン病に関して極めて重い歴史を背負っており、患者であった方々等の福祉の増進、名誉の回復に向けて取組みを進めていく責務があります。

まず、菊池患楓園の将来構想の実現に向けては、国、県、合志市それぞれが主体性を持って、様々な課題の解決に向けて、連携して取り組んでいくことが大変重要です。

県の果たすべき最も大きな役割は「啓発」です。未だに根強く残っている偏見や差別の解消に向けて、更なる知識の習得だけでなく、人間的な交流を通じて共感を持てるよう、今後も啓発の充実を図って参ります。

次に、国の隔離政策のもと、ハンセン病患者を各県から無くそうとして行われた「無らい運動」につきましては、県の責務として、まずは正確に記録を残すことが大事であると考えております。

これまで、国のハンセン病問題検証会議の記録や恵楓園に残る資料、その他の記録文献等、多くの資料を収集整理するとともに関係者からの聞き取り等を実施し、編纂を進めてきました。

ただし、県の公文書などが残っていないため、現在、調査が一部難航しております。今後出来るだけ早期の取りまとめに鋭意努力して参ります。

また、医療刑務支所跡地も含めた恵楓園全体は、ハンセン病の歴史を伝える人權啓発の場として、将来にわたり活用すべきものと認識しております。

今後、恵楓園内の社会交流会館における土日の開館等を含め、恵楓園全体が啓発の拠点として活用できるよう国へ働きかけて参ります。

更に、地域に開かれた恵楓園の実現に向けて、保育所の設置等、具体的な施設の利活用について、地元合志市へ適切な助言を行って参ります。

恵楓園の方々には、平均年齢が 80 歳に近く、これまでのご苦難を思うと、より一層幸せに長寿を楽しんで頂きたいと心から願っております。

私自身も、今後とも入所者と地域住民の交流の場に率先して参加する等、ともに長寿を楽しむ社会づくりを推進して参ります。

熊本都市圏北部地域における道路ネットワークの整備について

- (1) セミコンテクノパーク周辺の渋滞緩和対策について
- (2) 北熊本サービスエリアのスマートインターチェンジの整備について
- (3) 県道大津植木線のバイパス整備促進について

高木県議

熊本都市圏北部地域、合志市、菊陽町、大津町には、本田技研やソニー等の企業が立地し、平成 20 年度の製造品出荷額は 7500 億円を超え、県全体の約 30% を占めておりますが、この地域における道路ネットワークの整備は、知事が言う「稼げる県」を考える上で、極めて重要な施策であると思っております。

そこで、熊本都市圏北部地域の道路ネットワークの整備として、まずセミコンテクノパーク周辺の渋滞緩和対策についてお尋ね致します。

この周辺地域では、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生し、住民生活にも支障を来している状況であります。また、今後も企業の進出に伴い、更に渋滞が

懸念されますが、これ以上の交通渋滞は今後の企業進出に対して大きなマイナス要因となるのではないかと心配しております。

県はその対策として、平成 21 年度から周辺の5箇所の交差点改良に取り組んでおりますが、セミコンテクノパーク西口交差点については既に完成し、また国道325号の室交差点については、現在工事が行われております。

優良な大手企業が集積しているこの地区の渋滞緩和対策は県にとって極めて重要な課題であり、早期の改善が図られる必要があると考えますが、現在工事に着手していない3箇所の交差点改良はどうなっているのか、また今後の渋滞緩和対策の取組みについて土木部長にお尋ね致します。

次に北熊本サービスエリアのスマートインターチェンジの整備についてお尋ね致します。

このことについては、一昨年、昨年と一般質問で取り上げ、これまで機会ある毎に設置の必要性和早期整備を訴えて参りました。

熊本市北部地域、菊池南部地域は植木IC、または熊本ICを利用しておりますが、北熊本SAにICが設置されることになれば、これらの地域の高速道路の利便性は飛躍的に向上するのではないかと思います。

私の地元合志市では、このスマートインター設置を合併時の新市計画に位置付け、北熊本SAを有する熊本市と共に、平成 18 年から調査検討を始めております。

熊本市、合志市をはじめとする関係機関で構成される勉強会が昨年2月と 10 月に開催され、更に8月には、地元県議会議員と2市及び県の担当課との合同勉強会も開催し、早期実現に取り組んで参りました。

このように整備に向けた作業は順調に進んでおりましたが、未だに高速道路への連結許可申請に向けた地区協議会も設立されていない状況であります。

このことは昨年9月に、国がスマートインターチェンジの整備を規定した「高速道路利便増進事業」の制度の見直しを行っていることも進まない大きな理由の一つだと思います。

そこで、知事が掲げる「稼げる県」に向け、北熊本SAのスマートインターチェンジについては、県が今まで以上に主体的、積極的に取り組んでいくことが必要であると思っておりますが、これから早期事業化に向けてどう支援していくのか土木部長にお尋ね致します。

最後に、県道大津植木線のバイパス整備促進についてお尋ね致します。

この県道大津植木線は、菊池南部地域の企業集積地と国道3号を結ぶ重要な産業道路の役目を果たしており、当地域の経済的発展に大きく寄与しているところであります。また、当地域内の連携や交流を図る上で極めて重要な道路であるとともに、地域住民の日常生活に無くてはならない道路となっております。

しかし国道387号との交差点では、朝夕の通勤通学時間帯を中心に渋滞が激しく、

地域住民の日常生活に大きな支障を来しているため、これまで何度も指摘して参りました。

県においては、各種調査等を完了し、5月には地元説明会において整備ルートや今後の事業の進め方が示されたところではありますが、地域住民からは、日常生活における安全性、利便性の確保のために、本路線の早期整備を望む声が日に日に高まっております。

そこで、県は県道大津植木線のバイパスについて、今後どのように整備しようと考えておられるのか、土木部長にお尋ねします。

◆土木部長答弁◆

まず、セミコンテクノパーク周辺の渋滞緩和対策についてですが、平成 18 年度から、交通量調査や渋滞長調査、企業へのアンケート調査に基づく検討を行い、平成 21 年度から渋滞の著しい交差点の改良に取り組んでいるところです。

JT前交差点など現在工事に着手していない3箇所の交差点については、いずれも本年度に工事に着手し、平成 23 年度までには完了する予定です。

また、昨年9月から、県、地元市町、立地企業、学識経験者で構成される検討会で、渋滞緩和に向けたソフト対策として、時差出勤などの方策についての検討を開始したところです。

今後、ハード対策に加えソフト対策についても、立地企業や関係機関と連携しながら取り組んで参ります。

次に、北熊本サービスエリアのスマートインターチェンジについてですが、地域の利便性向上や活性化に大きく寄与するものと認識しています。

県は、これまで、熊本市と合志市が設置した勉強会での検討や協議等に参加し、技術的助言、情報提供、関係機関との調整など、両市を支援して参りました。

国で行われている高速道路整備の見直しの動きを注視しながら、次の手続きとなる地区協議会の早期設置に向けて、引き続き積極的に取り組んで参ります。

最後に、県道大津植木線についてですが、この路線の周辺地域には、セミコンテクノパークをはじめ多くの工業団地があり、企業集積が進むなか、重要な幹線道路となっています。

このうち、国道387号を挟んだ、東側約1km、西側約2km、全長約3kmのバイパス整備に取り組んでおり、4月から5月にかけて事業説明会を開催し、計画ルートや具体的な事業の進め方を、地域住民の方々に説明したところです。

今後、地元のご協力を得ながら、まずは国道387号の東側約1km区間の重点的な整備促進に努めて参ります。

熊本の水問題について

- (1) 水の戦略会議における議論について
- (2) 検討中の推進組織について
- (3) 熊本県地下水保全条例の改正について

高木県議

次に、「熊本の水問題」についてお尋ねいたします。

本県は、県内に千ヶ所以上の湧水源があると聞いておりますが、今年2月、県はその中の 50 ヶ所を『熊本県平成の名水』として認定し、先週6月4日、知事が出席して認定証の授与式が行われました。

今回の名水指定が、国の指定8ヶ所、昭和の熊本名水百選とともに、いわゆる戦略資源として、県外へその魅力を発信する契機になるとともに、地元の保全活動により、将来にわたって守られ、引き継がれていくことを期待しております。

さて、水を守るという観点から国の動きを見てみますと、現在、国政レベルでも水についての議論が続いております。

超党派の国会議員や有識者などからなる水制度改革国民会議は、平成 20 年9月に「水循環基本法研究会」を立ち上げ、昨年 12 月に「水循環政策大綱案」と「水循環基本法要綱案」を取りまとめられました。

更に、この大綱及び基本法案の策定に関わってきた国会議員が、同基本法案の制定に向け、本年2月に、超党派の「水制度改革議員連盟」を結成しております。この案の基本理念には「地表水と地下水は公水、公の水である」と掲げられており、本県の地下水対策にも大きく関わる可能性があることから、今後の動向を見守る必要があると考えております。

地下水は公の水であるというこの考え方は、本県が平成 20 年9月に策定した「熊本地域地下水総合安全管理計画」にも通じております。熊本地域 11 市町が地下水を守り、活かし、地域全体で地下水を管理していくことを目的とした計画であります。こうした総合管理計画を有しているのは本県のみと聞いており、国に先んじた取り組みを積極的に進め、地下水保全の全国モデルになることを期待しております。

さて、私の地元の合志市は、生活用水を100%地下水に依存してきましたが、近年、水質の悪化が指摘されており、このまま悪化していくと、将来的には美味しい水が確保できなくなるのではないかと懸念しております。

水問題は、安全安心の暮らしの原点であるとともに、将来の地域の発展の基盤でもあることから、昨年6月の一般質問で、本県が真に豊富な水資源を戦略資源として活用するためには、水資源の保全に当たって抜本的な対策を講じないと、最大の戦略資源が最大の課題となりかねないと指摘いたしました。

環境生活部長は、答弁の中で、「水資源は本県の宝であり、貴重な財産である。質

量ともに優れた本県の水資源を保全活用するために、21年度に有識者による水の戦略会議を設置して、水環境問題全般にわたる様々な課題を検討する」と答弁され、具体的に水資源のブランド化等の対策、水資源を保全し持続性を高めるための方策、そして戦略資源としての活用の観点から検討を行う考えも示されました。

そこで今回は、改めてその延長として以下の3点について質問いたします。

まず1点目ではありますが、「水の戦略会議」の開催状況と1年間の議論はどうだったのか、また今後の会議において、どのようなテーマが議論される予定なのかお尋ねいたします。

2点目は、平成20年度に策定された「管理計画」には、熊本地域の地下水を水量、水質両面で保全するための様々な対策が掲げられておりますが、合志市や菊池市及び熊本北部地域の一部では、硝酸性窒素による地下水の水質悪化が指摘されており、これまで以上の対策が求められております。地下水の取水地域や涵養地域でも地下水汚染が徐々に進行しており、懸念をしているところであります。

県では、管理計画に定める対策を推進するため、新たな推進組織を検討中と聞いておりますが、具体的にどのような推進組織を考えておられるのかお尋ねいたします。

最後に、先程の「管理計画」の行動の中には、県の「地下水保全条例」も取水の抑制や保全という観点から、新たな取水にかかる許可制の導入など、抜本的な規制強化を検討するとされておりますが、現時点でどのような改正を考えておられるのか、環境生活部長にお尋ねいたします。

環境生活部長

まず、水の戦略会議の議論についてですが、昨年の7月から3回開催し、本年3月に中間提言をいただきました。

提言の主な内容を紹介しますと、「水道水源の約8割を地下水に依存する熊本にとって、地下水は県民みんなが利用する『公水』である。この認識のもと、条例の改正も含め、水質、水量両面での思い切った対策が急がれる。具体的には、硝酸性窒素削減への取組み、節水対策や涵養対策、あるいは地下水採取量の削減などである。また、熊本の地下水の魅力を磨き上げ、国内外へ情報発信する必要がある」というものであります。

議員からご紹介がありました「平成の名水百選」も、この情報発信の取組みの一つとして、水の戦略会議の選考部会で選定していただいたところです。

本年度は、大所高所から、更に中間提言の内容を深めていただくとともに、県民の宝である熊本の水を活用した地域の活性化等について議論を頂きたいと考えております。

次に、検討中の推進組織についてですが、地下水は行政区域を超えて長い時間

をかけて流動しますので、こうした特質に対応できる組織を考えております。

組織の機能及び目的としては、今後の涵養対策や水質保全対策に活かすため、地下水流動に関する広域的な調査を実施すること、硝酸性窒素削減対策の指導、普及を行うこと、広く住民、企業等を巻き込んだ、涵養林整備や節水対策等に継続して取り組むこと等を想定しています。

組織の形態は、県や熊本市が所管する既存の対策会議、協議会、基金等を統合した公益財団法人とすることを検討しており、平成 24 年度実働を目指しております。

最後に、熊本県地下水保全条例の改正についてですが、今後検討する主な課題としては、地下水は公水であるとの位置付けや、届出を要する対象者の拡大、重点地域の指定と大口の地下水採取に対する許可制等があります。

本年度は、ご紹介がありました水循環基本法要綱案についての議論の動向にも留意し、法制面を中心に検討を行います。合わせて、地下水利用者の理解を得るよう努め、年度内に条例改正の素案を取りまとめることを目指します。

高齢者の安全対策について

高木県議

次に、高齢者の安全対策について質問致します。

知事がマニフェストでも述べておられる「長寿を恐れない社会づくり」、これまで社会に貢献されてこられた方々が、老いても安心して暮らせるような熊本の実現、この事が最終的に県民の幸福量の最大化につながるものと心より賛同するものがあります。

私は、この「くまもとの夢」を実現するときの大きな基盤となるものの一つが「良好な治安」ではないかと考えます。「良好な治安」があつてこそ、人が集まり、住み続けるのであり、その意味では、県の発展に欠かせない、飛躍に向けての重要かつ不可欠な条件であります。

また、県民の安全、安心の確保を担っておられる県警察においては、警察官の県民人口に対する負担割合が九州で一番高いといった厳しい状況下にあつて、日夜県民の安全安心のため、様々な施策に取組み、ここ数年、数値的にも「犯罪の抑止」、「交通死傷事故の抑止」、「県民生活を脅かす犯罪の検挙」など、着実な成果を上げられ、県民の安全と安心の確保に努めていただいていると承知しているところであります。

しかしながら、世界経済が不安定な状況にある中で、モータリゼーションの発達等による犯罪の広域化やスピード化、これまでになかった新たな形態や手口による犯罪の出現など、良好な治安を維持、向上させるためには、予断を許さない状況にあると思います。

そのような中、本年4月、本県において「孫が 81 歳祖父を殺害」という新聞記事に大きなショックを受けました。

これまで長年に亘り、郷土のため、地域のため、家族のために一生懸命貢献されてきた何の罪もない方が、安住の地であるべき自宅で暴行を受け殺害されるというものでした。

聞くとところによれば、高齢者が被害者となる強盗事件やひったくり事件も近年多発しているということであり、私は胸が痛むとともに、強い憤りを感じるのであります。

また、振り込め詐欺被害についても、近年「県民を振り込め詐欺被害から守る条例」が施行され、全県的な取組みの結果、被害が大幅に減少したと伺っておりますが、依然として振り込め詐欺被害は発生しており、しかも高齢被害者が占める割合が高く、中でもオレオレ詐欺については、昨年の被害件数 30 件のうち高齢者の被害は 23 件で、約 77%を占めると聞いております。

交通事故に目を移して見れば、昨年は高齢者の交通死亡事故が多発し、全死者 88 人のうち高齢者が 51 人、厚生率にして 58%を占めているとのことです。

本県の高齢化は、全国平均を上回るペースで推移し、平成 21 年の高齢化率は 25.5%で、4人に1人が 65 歳以上の高齢者という超高齢社会という現状にあります。

今後ますます事件、事故等に高齢者が巻き込まれることが大いに懸念されることから、老いても健やかに、安心して暮らせる熊本を実現するため、高齢者の安全、安心確保に向けた警察の取組みについて、警察本部長にお尋ねします。

警察本部長

県警察では、県政運営の基本方針である「くまもとの夢4カ年戦略」に掲げられた「長寿安心くまもと」を着実に推進するため、本年から、「高齢者の安全の確保」を重点に加えた、県警察の新たな治安計画である「『安全・安心くまもと』実現計画 2010」を策定し、組織を挙げた取組みを進めています。

本計画に基づき、本年1月に「熊本県警察高齢者安全確保推進委員会」を設置し、高齢者を事件事故や災害等から守り、高齢者の皆さんが安心して暮らせるような様々な活動を推進しているところです。

具体的には、受け持ち警察官が高齢者宅を戸別訪問し、振り込め詐欺被害や交通事故等に遭わないための指導、助言を行う高齢者安全確保活動、高齢者を対象とした参加、体験、実践型の交通安全教育、道路交通上危険な高齢者を把握し、その危険度に応じて個別の安全指導等を行う「キャッチプロジェクト」などを展開しています。その他、交番、駐在所ミニ広報誌による広報啓発、緊急雇用創出基金を活用した地域のセーフティーパトロールや安全、あんしんサポート事業、認知症に起因する行方不明者の早期発見保護や独居高齢者を孤独死から守るため、市町村や地

域住民と連携協働してのネットワークづくりにも努めているところです。

他方、高齢者の皆さん方による子どもの見守り活動などの防犯、交通ボランティア活動が、地域における安全安心を確保する上で大きな原動力となっていることから、県警察では、犯罪発生情報等の積極的な提供をはじめ、防犯ベストの支給等の物的支援を行うなど、高齢者の皆さんが主役となった安全安心な地域社会の構築にも取り組んでいます。

更に、高齢者特有の問題に対する警察官の理解を深めるため、警察官の認知症サポーター養成講座の受講を進めており、既に2132人が受講しています。

このように、高齢者の方々が健やかに、安心して暮らせる熊本を実現するため、高齢者の安全の確保に向けた取り組みをはじめ、引き続き治安の確保に最善を尽くして参ります。